緊急関税等に関する政令の一部を改正する政令案要綱

- 1 特定の貨物について緊急関税に係る調査が開始された場合において、財務大臣は、利害関係者から提出された証拠等、利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体から表明された意見及び産業上の使用者等又は主要な消費者の団体から提供された情報等を、利害関係者、産業上の使用者等又は主要な消費者の団体に対して閲覧させなければならないこととする。(第7条関係)
- 2 1により閲覧の対象とされた証拠等、意見及び情報等に関して、利害関係者は、財務大臣に対し、証拠の提出、証言又は意見の表明を行うことができることとするとともに、産業上の使用者等及び主要な消費者の団体は、財務大臣に対し、意見の表明又は情報提供を行うことができることとする。 (第8条関係)
- 3 財務大臣は、1の調査の期間中、公聴会を開くことができることとする。 (第9条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、公布の日から施行することとする。